

せいりばんごう 整理番号	12-3-2	そうだん 相談レベル	3
ぶんるい 分類	ぜいきん ねんきん ほけん 税金・年金・保険		
こうもく 項目	にほん ねんきん せいど 日本の年金制度		
ないよう 内容	しょうがいねんきん 障害年金		

1 想定される質問の背景

○ 国民年金加入者が、病気やけがで障害者になった。

2 基本的な質問と回答

相談者 国民年金加入者が病気やけがで障害者になったときには、どんな年金が支給されますか？

回答者 国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障害者になったときに、国民年金から障害年金が支給されます。60歳以上65歳未満で日本に住所があれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。20歳前に初診日がある場合は、20歳に達した日またはその後に障害認定日が到来するときはその日において障害があれば障害基礎年金が支給されます。障害の程度に応じて1級と2級があり、1級のほうが障害が重く、年金額は2006(平成18)年現在年額で、1級990,100円、2級792,100円です。保険料未納期間があると、障害年金が支給されない場合があります。詳しくは、市区町村の国民年金窓口や社会保険事務所などにお問い合わせください。

- ⇒ 市区町村 13-5-1へ
- ⇒ 社会保険庁ねんきんダイヤル
年金請求などの年金相談 0570-05-1165
年金を受けている方の相談 0570-07-1165
- ⇒ 社会保険事務所 13-3-1へ
- ⇒ 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/index.htm>

相談者 厚生年金加入者が病気やけがで障害者になったときには、どんな年金が支給されますか？

回答者 厚生年金に加入している人が、在職中の病気やけがで障害者になったときは、障害厚生年金が受けられます。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、さらに程度の軽い障害の場合は、3級の障害厚生年金だけが支給されます。障害厚生年金を受けけるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。

3 派生する質問と回答

相談者 障害年金が支給されない保険料未納期間とはどれくらいの期間ですか？

回答者 初診日前に被保険者期間の3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間も含む)があることが必要です。また、2016(平成28)年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ支給が受けられます。

相談者 障害年金以外に障害者への支援はありますか？

回答者 ⇒ 障害者福祉 5-1-6へ